令和8年11月21日

社会教育関係団体各位

令和8年度　社会教育関係団体　更新手続きについて

① 貴団体の登録有効期限は2027年（令和9年）3月31日です。
令和8年11月21日から窓口にて更新書類による申請を受付けます。

②**在住・在勤者は、全員分の本人確認書類のご提示をお願いいたします。**
※確認後、本人確認書類は窓口で返却いたします。
※在住・在勤者の確認書類については、港区教育委員会と調整の上、全員分のご提示が必須となりました。

●在住・在勤者の本人確認は以下の通り行います●（公的身分証明書）
在住・・・マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書のいずれか
在勤・・・勤務先が発行する在勤証明書、または勤務先・所在地・本人氏名のすべてが記載されている社員証のいずれか（名刺は不可）
※団体の代表者および団体の連絡先（担当者）の住所または勤務先は、港区内であることを確認ください。

③ 港区施設予約システムにログインした際、更新についてのご案内が表示されておりますが、必要書類が多いため、**窓口での手続き**をお願いいたします。
※窓口受付の際には、提出書類の内容確認のため15分程度要しますので、受付時間をご確認の上、お時間に余裕をもってご来館ください。

④港区による審査には、**概ね3週間**を要します。登録有効期限内に更新手続きが完了するよう、余裕をもってご準備ください。

⑤社会教育関係団体の概要については以下の動画をご覧ください。

港区社会教育関係団体とは
https://www.youtube.com/watch?v=iho7GeyQ09E

《問合せ》
港区立生涯学習センター「社会教育関係団体」担当
〒105-0004　港区新橋 3-16-3
TEL：03－3431-1606　FAX：03－3431－1619